

一般社団法人日本セパタクロー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jstaf.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	①中長期計画として「Road to 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021.4」を策定して当協会HP上(https://jstaf.jp/)に公開している。（2021.4～2027.3） ②策定にあたり理事から意見を求め、常務理事会を経て、2021年3月開催の理事会で承認を得ている。	・ 中長期計画2021 ・ 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28） ・ 2024年第1回理事会議事録（2024.6.15）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	①「Road TO 名古屋アジア競技大会～ 中長期計画2021. 4」を策定・公表し(https://jstaf.jp/)、その中で組織運営に関する中長期計画を立てている。人材採用・育成計画の詳細について下記の項目を柱に人材採用および育成計画を策定した。 ②事務局の機能アップ ●ボランティアである各委員会は意欲とスキルある委員を加えた。 ●有給職員の数で2024年度には1人以上を目指す。⇒達成 ●翌年に名古屋アジア大会を控える2025年度には有給職員数1.5人を目指す。手始めに2024年4月から会計担当に委託料を支給。 ③育成に関しては、財務、経営など幅広い分野での研修を企画していく。	・ 中長期計画2021 ・ 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28） ・ 2024年第1回理事会議事録（2024.6.15）
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	①「Road TO 名古屋アジア競技大会～ 中長期計画2021. 4」を策定・公表し(https://jstaf.jp/)、その中で財務の健全性確保に関する中長期計画を立てている。 ②登録会員の増加、また、クラウドファンディングを新たに企画したい。また、2026年愛知・名古屋アジア大会に向けて新規、大口スポンサー獲得に向けて積極的に活動することを、2023年6月の理事会で協議を行った。（2024年12月28.29日の全日本選手権大会にて大口スポンサー候補を招待している。）	・ 中長期計画2021 ・ 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28） ・ 2024年第1回理事会議事録（2024.6.15）
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①目標割合として、外部理事40%以上、女性理事40%以上を定めている。2022年6月の理事改選においては、外部理事の割合が43%（6/14名）、女性理事の割合が21%（3/14名）であったが、今回、2024年6月の改選では外部理事25.3%（4/17名）と減り、女性理事の割合は、23.5%となった。今後も目標割合を達成するため、執行部で協議を重ねて行く。 ②新役員には、学識経験者、医療関係者、他団体NF名誉会長、公務員等を理事に迎え、協会運営アドバイス等をもらい、多様な展開を考えていきたい。 ③また、「女性ワーキンググループ」と「デベロップメント委員会」を発展的に解消し、新たに「ダイバーシティ委員会」を立ち上げた。インティグリティ、ジェンダー問題等VUCA時代に対応できるようにしていく。	・ 理事会名簿（2024.6-2026.6）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	* 評議員制度は設けていない	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	①アスリート委員会を設けており、選手から幅広い意見を募り、組織運営に反映できるように、理事の1名が委員長となり委員会を運営している。 ②現在、構成員は、選手男子2名、女子2名（現役・日本代表候補選手）と適切な構成および人選がなされていいて多様性を確保している。 ③アスリート委員会委員長を、2024年6月より理事に加えて運営している。	・委員会名簿（2024.6～2026.6） ・委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①2024年6月の理事改選で理事を14名から17名に増やした。2026年愛知・名古屋アジア大会に向けて業務が増えたことによるものである。その中で会長、副会長、専務・常務理事を配置し、毎週、金曜日の22時よりオンライン会議を開催して、意思決定の迅速化と議論の質向上・監督機能の強化を両立させている。理事会の規模は適正であり、理事の構成も多様であり、また、役割分担がなされており、理事会も年2回以上開催し、委員会報告、審議事項等活発な意見交換がなされ実効性が確保されている。（定款第38条 年2回以上）	・理事会名簿（2024.6-2026.6） ・定款
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員専横規定に就任時の年齢制限を設けている。また、2024年（今年度）の役員改選で新陳代謝を図るべく若手役員を積極的に協会に迎え入れた。	・役員選考規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員選考規程において、理事の在任期間を原則として10年を超えないことを定め、例外的に、I F の役員である場合や、重要な国際大会に向けた競技力向上などのために不可欠である特別な事情がある場合には、10年を超えて2期（4年）までは延長も可能としている。	・役員選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】2024年6月の理事改選で10年を超えて在任する役員が、4名となった。（2026年愛知名古屋アジア大会の開催で2023年から大会組織委員会との協議のため、会長、副会長、専務理事、常務理事1名がIFとNFとの交渉役、組織委員会のスポーツマネージャーに就任しており、継続性を持たせるために再就任をした。）小規模団体配慮措置を適用とする。	・役員選考規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2024年6月の役員改選時には、独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置して役員改選を行った。	・選考委員会規程 ・役員選考委員会の名簿 ・役員選考委員会の議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程にて、役職員や会員が法令を遵守すべき旨を定めている。	・倫理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般 的な規程を整備しているか	会員規程、登録規程、一般会員登録規程、理事会規程、委員会運営規程等法人の運営に関して必要とな る一般的な規程が整備されている。	・ 会員規程 ・ 登録規程 ・ 一般会員登録規程 ・ 理事会規程 ・ 役員選考規程 ・ 委員会運営規程
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	内部通報・相談窓口規程、反社会的勢力対応規程、個人情報保護に関する規程、個人情報保護方針が整 備されている。その他、組織運営に必要と考えられる規程については、随時、整備を行う予定である。	・ 反社会勢力対応規程 ・ 内部通報 ・ 相談窓口規程 ・ 倫理規定 ・ 処分規程 ・ 利益相反管理規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程 を整備しているか	役員の報酬及び旅費については、定款及び役員旅費規程に係る定めがある。	・ 定款 ・ 役員旅費規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	定款 第6章、第7章に本協会の基金、計算について定める他、寄附金取扱規程、助成交付に関する内 規、委託業務報酬細則が存在し、法人の財産に関する規程を整備している。	・ 助成金交付に関する内規 ・ 寄附金取扱規程 ・ 委託業務報酬細則
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整 備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、会員規程、登録規程、一般会員登録規程が存在する。	・ 会員規程 ・ 登録規程 ・ 一般会員登録規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選 考に関する規程その他選手の権利保護 に関する規程を整備すること	①毎年選考を行う強化指定選手の選考基準については、強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関 する内規を定め、選考を行っている。 ②年1回開催される世界選手権大会等の派遣選手選考は、上記から強化委員会が推薦し、理事会に諮り 、決定する。 ③現在、セパタクロー競技の最高峰の大会はアジア競技大会であり、（アジア競技大会ごとに種目変更 があるため）2026年9月に開催予定の「愛知・名古屋アジア競技大会への選考基準は、2025年12月の理 事会で審議予定である。またチーム競技であるため、代表監督が存在し、日本代表コーチ選任規程にお いて代表監督の選任方法を定め、選任された代表監督が、強化指定選手の中から代表選手を推薦し、強 化委員会で審議承認⇒理事会で審議承認⇒日本代表選手として派遣という流れになっている。 ④「強化指定選手行動規範」および「強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に 関するガイドラインを設け、選手の権利や保護に関する規程も整備している。	・ 日本代表コーチ選任規程 ・ 強化指定選手・Uカテゴリー 強化指定選考に関する規程 ・ 2020年度第3回理事会議事 録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考 に関する規程を整備すること	①公認審判員規程、審判員規程に関する事務局内規を定め、審判員の資格制度や、大会における公平かつ合理的な選考に関する規程は整備している。 ②同時に、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、審判を育成する計画を実施している。 なお、I Fには国際審判員の資格があり、現在、国際審判員の資格を持つ者は、協会役員の中に2名、それ以外の審判員3名がいる。	・公認審判員規程 ・審判員規程に関する事務局 内規
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士 への相談ルートを確保するなど、専門 家に日常的に相談や問い合わせをでき る体制を確保すること	外部理事として公認会計士・税理士や弁護士資格を有する者がおり、規程の整備や法人運営、会計に関 する事柄など、日常的に相談を行える体制を整えている。	・役員名簿
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を設置 し運営すること	倫理・コンプライアンス委員会が設置されていて、運営されている。また、倫理・コンプライアンス委 員会には、女性の委員もメンバーに入っている。	・委員会規程 ・委員会名簿
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の構成 員に弁護士、公認会計士、学識経験者 等の有識者を配置すること	倫理・コンプライアンス委員会には、弁護士、公認会計士、学識経験者を配置している。	・委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	2024年度は12月末の全日本選手権大会時の理事会の前に役員向けのコンプライアンス教育を実施 する計画で進めている。	
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプラ イアンス教育を実施すること	①昨年度は、2023年2月に実施した。今年度は、2024年8月にオンデマンド方式で実施した。 ②また、毎年、アンチドーピング委員会委員によってコーチ・選手対象にドーピング教育がなされてい る。	
24	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	審判員を担っているのは基本的に選手であり、選手に対しては、2023年2月、2024年8月に実施した。	
25	〔原則6〕 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(1) 法律、税務、会計等の専門家の サポートを日常的に受けることができ る体制を構築すること	理事に弁護士資格を有する者、監事に税理士資格を有する者を配置するとともに、総務担当の事務局と して、税理士事務所に所属する人材を配置しており、法律・税務・会計等の専門家のサポートを日常的 に受けることができる体制を構築している。	・役員名簿
26	〔原則6〕 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(2) 財務・経理の処理を適切に行い 、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理に関して経営コンサルタント、税理士事務所に所属する人材に総務委員として会計全般を委 託している。また、監事に税理士資格を有する者、学識経験者を選任し、業務運営全般に係る監査を受 けて公正な会計原則を遵守している。	・役員名簿
27	〔原則6〕 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適 正な使用のために求められる法令、ガ イドライン等を遵守すること	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、日本スポーツ振興センターやJOC助成元 における使用のガイドラインを遵守し、日本スポーツ振興センターからは毎年、監査を受けている。	
28	〔原則7〕 適切な情報開 示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基 づく開示を行うこと	財務情報等について、事務所に備え置き法令に基づく開示を行っている。併せてホームページでも公開 している。 http://jstaf.jp/	・2023年度決算書 ・2024年度予算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①審査項目17と同じ ②HPに情報を開示している。強化指定選手、大会・試合 http://jstaf.jp/japan/japan.html	
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	G Cの遵守状況（U R L）のほか、大会の結果等も積極的にホームページに開示している。 http://jstaf.jp/game/game.html	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している。	・利益相反管理規程 ・利益相反ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している。	・利益相反管理規程 ・利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報・相談窓口規程を整備し、同規程にて、相談員の守秘義務や情報管理の徹底、相談者の不利益取扱いの禁止などを定めている。また、内部通報・相談窓口は、ホームページ（U R L）にて周知しているとともに、理事会やコンプライアンス研修等を通じて、通報が正当な行為であることの意識づけを行っている。」 https://jstaf-jp.ssl-xserver.jp/contact/	・内部通報・相談窓口規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の窓口は、外部理事である学識経験者が担当し、その後においても、弁護士等の外部理事を中心とした運用体制整備している。	・内部通報・相談窓口規程 ・処分規程
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	①懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。（倫理規程第2条、第4条、第5条。処分規程第2条、第3条） ②懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。（処分規程第4条～第7条） ③処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。（処分規程第8条） ④処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。（処分規程第9条、第10条、第11条）	・倫理規定 ・処分規程
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者の中に、弁護士資格や会計士資格を有した外部理事を入れることで、中立性や専門性を確保している。	・委員会名簿
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	NFにおける懲罰や代表選考等の紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 また、JSAAへの申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	・代表選考基準

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現状では、まだ処分事例はありませんが、処分がなされた場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する運用を行います。(処分規程第9条5項)	・ 処分規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在は、会長、副会長、専務・常務理事からなる執行部にて危機管理を行う体制となっているが、マニュアル等は整備されていない。2025年3月までに、マニュアルを整備する予定である。	
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事が発生していないので、この項目は該当なし。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していないので、この項目は該当なし。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	①現状は、地方組織として「新潟県協会」「千葉県協会」「大阪協会」「愛知県協会」「ESリーグ」の5つが加盟しているが、加盟の手続きについては規程で定められているものの、地方組織との権限関係は明確ではなく、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等はないため、2026年3月までに、中長期計画にもあるようにクラブチーム登録を増やすことにより地方協会に発展していく形を将来構想として考えていることもふまえ、対応していく。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	①2023年12月に行われた「理事コンプライアンス教育」に地方組織の代表者（千葉、大阪、新潟愛知の各協会）が参加。それら代表者に各協会内で伝達してもらうための＊指導者及び選手へのコンプライアンス教育について＊懲罰制度について＊通報制度について等の資料を提供した。 ②普及および強化育成指導を普及・広報委員会を中心に今年度は、地方のイベントに積極的に参加している。また、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、愛知セパタクロークラブ、アジア大会組織委員会と協力してイベント参加を積極的に行っている。 http://jstaf.jp/topics/topics.html	